

令和5年（ワ）第977号 権利制限処分無効確認等請求事件

原告 東郷ゆう子こと角本裕子

被告 日本共産党中央委員会 外3名

準備書面（1）

「訴への変更申立書」に対して

2023年11月13日

神戸地方裁判 第4民事部 合議係 御中

被告味口俊之訴訟代理人

訴訟代理人 弁護士 松 山 秀

同 弁護士 白 子 雅



第1 請求の趣旨に対する本案前の答弁

- 1 原告の被告味口俊之に対する請求を却下する。
- 2 訴訟費用中，被告味口俊之に対する請求にかかるものは原告の負担とする。
との判決を求める。

第2 請求の趣旨に対する本案の答弁

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用中，被告味口俊之に対する請求にかかるものは原告の負担とする。
との判決を求める。

第3 請求の趣旨に対する本案前の答弁の理由

- 1 第1に，原告に対する除籍措置を決定したのは被告日本共産党東灘・灘・中央地区委員会（以下「地区委員会」とする。）であって，被告・味口俊之では

ない。

第2に、被告・地区委員会のなした本件除籍措置は結社の自律権の範囲内のものである。

最高裁も、「政党は、結社の自由に基づき任意に結成される政治団体で、議会制民主主義を支える重要な存在であるから、『高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をなしうる自由を保障しなければならない』という観点から、…処分について、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、司法審査は及ばない」としている（最判昭和63年12月20日判決）。

2 したがって、本件原告の訴えは不適法である。

第4 「第2 訴への変更の理由」に対する認否等

否認ないし争う

第5 「第3」について

争う。

以 上